

第4期黒松内町障害者基本計画
第7期黒松内町障害福祉計画
第3期黒松内町障害児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年 3月

黒松内町

<目次>

第1章 序論

第1節	計画の概要	2
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
第2節	障がいのある方を取り巻く状況	5
1	人口・世帯の状況	5
2	障がいのある方の状況と課題	7

第2章 黒松内町障害者基本計画

第1節	計画の基本的考え方	13
1	計画の基本理念	13
2	計画の基本目標	13
3	施策の体系	15
第2節	施策の展開	17
1	障がいや障がいのある方に対する理解の深化	17
2	福祉サービスの充実及び生活支援	17
3	安全・安心の確保	18
4	障がい児支援の充実	19
5	自立と社会参加の促進	20
6	健康で安心できる保健・医療施策の充実	20
第3節	計画の推進体制と点検・評価	21
1	推進体制	21
2	点検・評価	21

第3章 黒松内町障害福祉計画

黒松内町障害児福祉計画

第1節	計画の基本的考え方	22
第2節	令和8年度の成果目標	22
第3節	障がい福祉サービス及び相談支援の見込量	29
第4節	地域生活支援事業の見込量	36

<参考>	障害福祉サービス提供状況（実績）	39
------	------------------	----

第1章 序論

第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本町では、平成19年3月に「第1期黒松内町障害者基本計画」を策定し、「かけがえない一人ひとりの生き方を豊かなところで支え合う福祉のまち」を基本理念として、各種施策の展開を図り、平成30年3月に前計画である「第3期黒松内町障害者基本計画」、令和3年3月に「第6期黒松内町障害福祉計画」及び「第2期黒松内町障害児福祉計画」を策定し、住み慣れた地域でささやかながらも幸せが感じられる生活を送り続けていくことを大切に、お互いが助け合いながらも自分らしく暮らし続ける「地域共生社会」を目指し、施策を推進してきました。

この間、国では、平成15年に行政主導の措置制度から利用者本位の支援費制度へ移行し、平成18年に「障害者自立支援法」が施行されました。その後、平成25年には「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、障がい者の範囲に難病等を追加、重度訪問介護の対象者拡大など、障がいのある方に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備などが規定されました。平成30年4月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、障がいのある方が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとされました。

また、令和4年12月には、「障害者総合支援法等の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある方の地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援、精神障がいのある方の希望やニーズに応じた支援体制の整備等が定められました。

その他にも「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正など、様々な分野で施策の見直しが行われているところです。

このような関連する法改正等の動向や近年の障がいのある方を取りまく環境の変化を踏まえ、障がいのある方もない方も地域の中で安心して、共に暮らしていける社会の実現を目指し、「第4期黒松内町障害者基本計画」、「第7期黒松内町障害福祉計画」並びに「第3期黒松内町障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

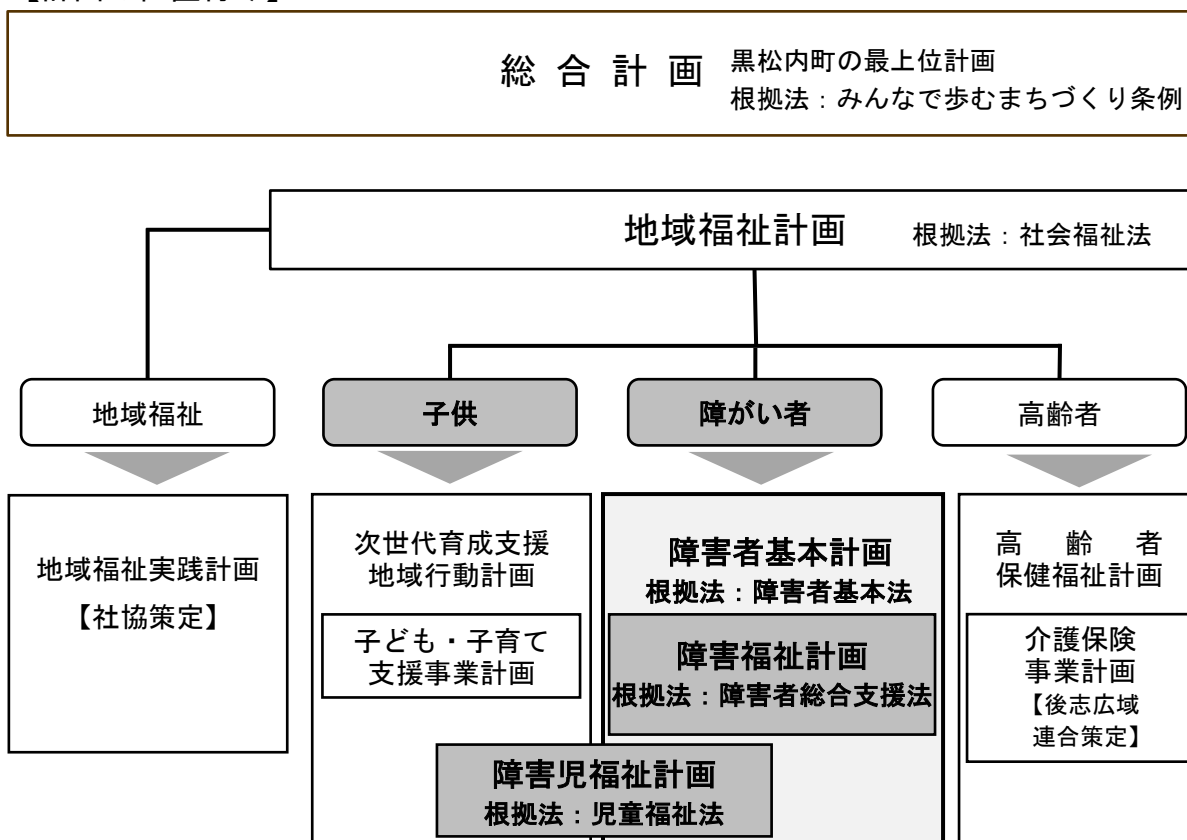
本計画は、町のすべての施策の基本的な方向性を示す最上位計画「第4次黒松内町総合計画」の基本計画の一つである保健・医療・福祉分野の個別計画として策定するものです。また、地域福祉の基本理念を示した計画である「第3期黒松内町地域福祉計画」とも整合させています。

本計画は、三つの計画で構成しています。

一つ目は「障害者基本計画」です。これは障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられるものです。「第4次黒松内町総合計画」の実現に向けた計画であり、本町の障がい者福祉施策の現状と課題を明らかにし、障がい者福祉施策を総合的に推進するための基本方針を示すもので、法律により策定が義務付けられています。

二つ目は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」、三つ目は児童福祉法第33条の20第1項に基づく「障害児福祉計画」で、いずれも障がい者及び障がい児福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量等を具体的に掲げるもので、法律により策定が義務付けられています。

【計画の位置付け】



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。次期計画は、令和8年度に見直し、令和9年度から令和11年度までの3年間とし、策定する予定です。

【計画の対象期間】

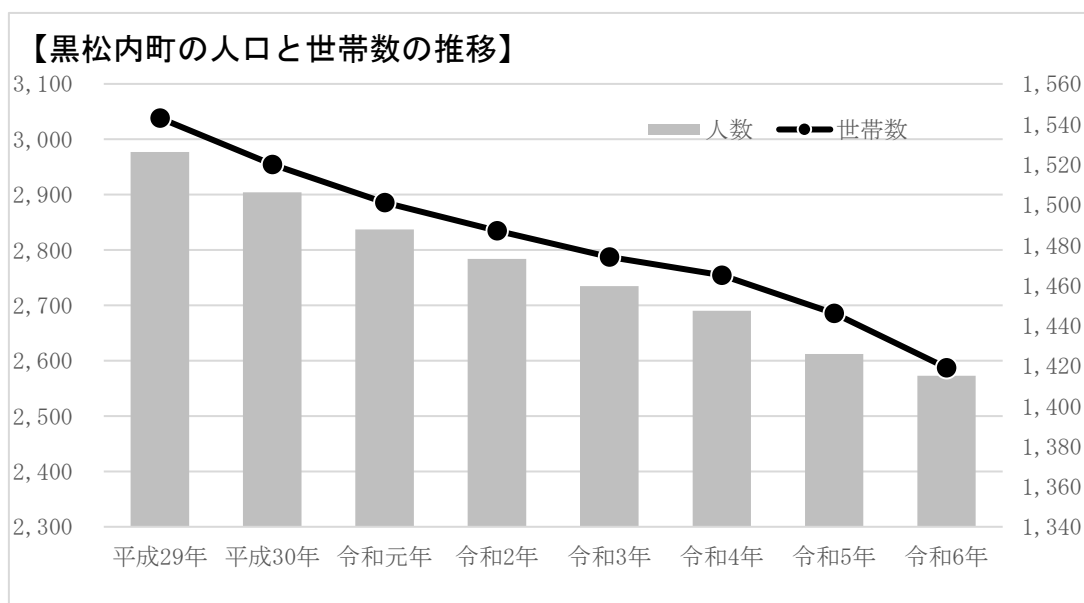
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3期 障害者基本計画			第4期 障害者基本計画			第5期 障害者基本計画		
第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画			第8期 障害福祉計画		
第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画			第4期 障害児福祉計画		

第2節 障がいのある方を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

本町の人口は、減少を続けており、令和6年1月1日現在で、2,573人となっています。平成29年と比較すると△404人（△13.6%）の減少となっています。

世帯数はこの7年間で△124世帯（△8.0%）の減少となっており、人口減少が世帯数の減少を上回っていることから、一世帯あたりの人員は減少しています。



(単位：人、世帯)

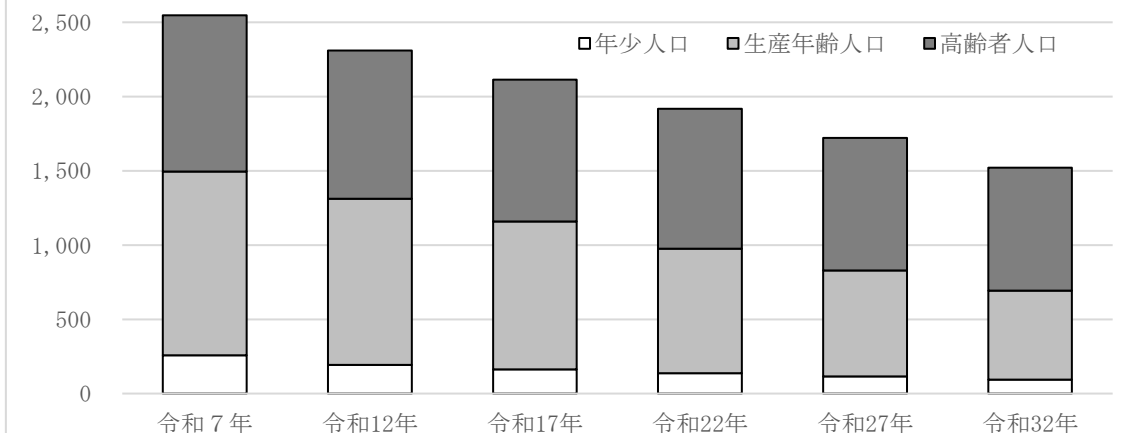
		H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
人数	男	1,396	1,371	1,343	1,324	1,310	1,291	1,245	1,222
	女	1,581	1,533	1,494	1,460	1,425	1,399	1,367	1,351
	計	2,977	2,904	2,837	2,784	2,735	2,690	2,612	2,573
世帯数		1,543	1,520	1,501	1,487	1,474	1,465	1,446	1,419
世帯/人		1.93	1.91	1.89	1.87	1.86	1.84	1.81	1.81

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

人口減少は今後も続くことが予想され、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に発表した「日本の地域別将来推計人口」によると、令和22年には2,000人を割り込み、その10年後である令和32年に現在の3分の2となる1,521人にまで減少することが予測されています。

年代別に見ると、いずれの年代についても減少しますが、特に0～14歳の年少人口の減少率が著しく、令和32年には人口1,521人に対しての6.2%・95人である一方、65歳以上の高齢者人口は54.4%にあたる827人となるとされています。

【黒松内町の人口推計】



(単位：人)

	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
年少人口	257	194	163	137	115	95
生産年齢人口	1,238	1,117	996	839	713	599
高齢者人口	1,051	999	955	941	893	827
人口	2,546	2,310	2,114	1,917	1,721	1,521

※出典：国立社会保障・人口問題研究所（将来の地域別男女5歳階級別人口）

※年少人口（0-14歳）、生産年齢人口（15-65歳）、高齢者人口（65歳以上）

2 障がいのある方の状況と課題

① 身体障がい者（児）

身体障がい者（児）数は、令和元年の185人に対し、令和4年では170人と減少しています。総人口に対する割合は、令和元年の6.77%から令和4年では、6.63%となっています。

身体障害者手帳の等級別の推移では、令和4年現在、4級の手帳所持者が50人で最も多く、次いで1級の49人となっています。また、1級と2級を合わせると76人となり、全体の44.7%を占め、重度の障がい程度の割合が大きい傾向が続いています。

【身体障害者手帳 障がいの程度】

障がいの程度	令和元年	令和4年 (本町)	令和4年 (北海道)
1級	46人	49人	94,559人
2級	34人	27人	42,014人
3級	34人	31人	44,263人
4級	52人	50人	71,122人
5級	8人	6人	20,609人
6級	11人	7人	17,488人
合計	185人	170人	290,155人
総人口に占める割合	6.77%	6.63%	5.50%

資料：黒松内町資料、第3期北海道障がい者基本計画素案（案）

② 知的障がい者（児）

知的障がい者（児）数は、令和元年の41人に対し、令和4年では34人と減少しています。総人口に占める割合は、令和元年の1.50%から令和4年では1.33%となっています。

療育手帳所持者の障がいの程度別では、程度Bが最も多く、令和4年は24人で全体の70.6%を占めています。

【療育手帳 障がいの程度】

障がいの程度	令和元年	令和4年 (本町)	令和4年 (北海道)
A判定	13人	10人	21,410人
B判定	28人	24人	47,091人
合計	41人	34人	68,501人
総人口に占める割合	1.50%	1.33%	1.30%

資料：黒松内町資料、第3期北海道障がい者基本計画素案（案）

③ 精神障がい者（児）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年の16人に対し、令和4年では17人とほぼ横ばいとなっています。総人口に占める割合は、令和元年の0.59%に対し、令和4年では0.66%となっています。

障がいの等級別では、2級が11人で最も多く、次いで3級の5人となっています。自立支援医療（精神通院）受給者は、令和元年の37人から令和4年では36人とほぼ横ばいとなっています。

【精神障害者保健福祉手帳 障がいの程度 自立支援医療】

障がいの程度	令和元年	令和4年 (本町)	令和4年 (北海道)
1級	3人	1人	—
2級	9人	11人	—
3級	4人	5人	—
合計	16人	17人	56,916人
総人口に占める割合	0.59%	0.66%	1.02%
自立支援医療受給者	37人	36人	—

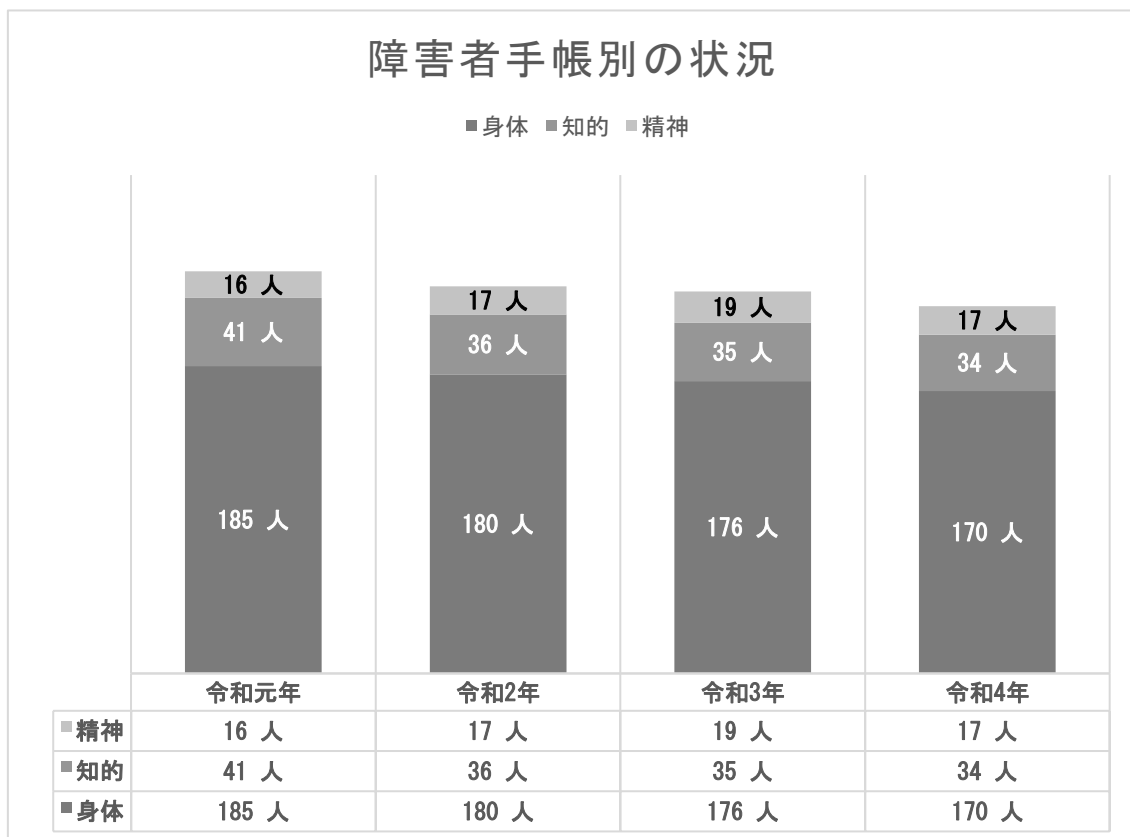
資料：黒松内町資料、第3期北海道障がい者基本計画素案（案）

④ 発達障がい者（児）

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいです。まだ、社会の中で十分に知られていない障がいであるため、社会的理解の促進に努めていく必要があります。

本町においては、早期発見・早期療育のための支援として、子どもの発達相談の実施や北海道の巡回児童相談などを活用し、手帳の有無にかかわらず支援をしています。

【障がい者（児）数推移】



資料：黒松内町資料（各年度末現在）

<課題>

【課題1】障がいや障がいのある方に対する理解の深化

福祉ニーズの多様化や少子高齢化、人口減少社会を背景として、公的な福祉サービスだけでなく、地域に暮らす人が共に支えあうような地域づくり、「地域共生社会」という考え方が打ち出されており、障がいのある方もない方も安心して暮らしていける社会づくりがより一層重要なものとなってきています。誰もが住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が送れるよう、より一層、啓発・広報活動の推進や福祉教育の充実等に努める必要があります。

ボランティア活動については、活動人数が減少傾向にあることから、町民のボランティア活動への理解を深め、積極的な参加を推進し、ボランティア活動の自主的な組織づくりや人材育成等により、活動者を確保していく必要があります。

【課題2】福祉サービスの充実及び生活支援

障がいのある方のみならず、世帯単位で複数の課題を抱え、複合的な支援を必要とする世帯（介護と育児に同時に直面する世帯や障がいのある方と要介護の親の世帯への支援など）が増えている状況にあるため、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくことが必要となっています。障がい福祉に関する関係機関のみならず、地域包括支援センターや生活サポートセンター、保健福祉課、教育委員会などと連携を図り、総合的に支援できる相談支援体制を構築していく必要があります。

令和6年4月には、「障害者差別解消法」の改正により、社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が民間事業者にも義務付けられます。こうした点を踏まえ、日常生活や社会生活における障がいのある方の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くため、啓発・広報の取組をさらに積極的に進めていく必要があります。また、障がい者虐待については、虐待があった場合の早期発見と迅速・適切な対応ができるよう普段から関係機関との連携を行っていくことが重要です。

権利擁護の推進については、障がいの有無に関わらず、高齢化とともに家族をめぐる社会状況や個人の価値観の変化を背景に、成年後見制度の利用が増加していくことが見込まれ、制度を支える人材を確保するための市民後見人の養成、法人後見の受任体制を継続していく必要があります。

生活支援については、令和4年に「障害者総合支援法」が改正され、障がい者が自ら希望する地域生活を実現するための支援の充実に関する事項などが定められました。障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や地域生活の推進を担う地域生活支援拠点や共生型地域福祉拠点の整備を進めていく必要があります。このため、障がいのある方のニーズにあったサービスが利用できるよう事業所等と連携し、サービス提供体制の充実及び質の向上に努める必要があります。

障がいのある方の情報アクセシビリティについては、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビ

リティ・コミュニケーション施策推進法) 」が施行されました。視覚障がい等により、情報の入手が困難な方やコミュニケーションが困難な方について、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるよう、情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

【課題3】安全・安心の確保

障がいのある方はもとより誰もが安全に安心して生活し、社会参加ができるよう住宅から交通機関に至るまで連続したバリアフリー環境の整備が必要です。また、冬期における安全で快適な道路交通の確保を継続していく必要があります。

災害については、近年、局地的な豪雨などで甚大な被害が出る恐れがあり、避難行動要支援者制度の周知や登録の促進、福祉避難所の体制整備など、地域住民との共生による支援体制づくりを推進していく必要があります。

また、日常生活での緊急事態における不安を解消するため、緊急通報システムやヘルプカード、ヘルプマークの利用促進に努める必要があります。

【課題4】障がい児支援の充実

障がいのある子どもたちが、安心して地域の中で暮らしていけるようライフステージに沿って関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供していくことが重要です。保育従事者等の専門的知識及び技術の向上を目指し、巡回支援事業についても引き続き実施していく必要があります。

教育の推進については、支援籍の普及・啓発に努め、障がいの状態や特性等に応じた配慮が引き続き必要となります。

令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行され、医療的ケア児の日常生活・社会生活を支援していくため、保育所や学校等における支援体制の整備等に努める必要があります。

スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進については、今後も障がいのある方がスポーツや文化活動を楽しみ、多くの人々とふれあう機会を提供するなど、生涯学習活動の推進に努める必要があります。

【課題5】 自立と社会参加の促進

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正により、令和6年4月から法定雇用率が段階的に引き上げとなり、また、法定雇用率の算定基礎の対象となる範囲が拡大されることから、障がいのある方が自ら望む地域生活を送れるよう、就労への支援体制や就労先の確保が必要不可欠となります。関係機関と連携し、障がいのある方への支援や事業主への理解促進を図っていく必要があります。

障がいのある方が各種手当を適切に受給できるよう、住民課が担当する障害年金や重度心身障がい者医療給付事業、保健福祉課が担当する特別障害者手当や自立支援医療制度など、各種制度の周知と円滑な利用促進に努め、社会参加に欠かせない経済的自立の促進を図る必要があります。

【課題6】 健康で安心できる保健・医療施策の充実

疾病の予防や難病の早期発見のため、引き続き健康診査や、健康づくり事業等の推進を図り、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療を推進していくことが重要となります。

令和4年12月には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」が改正され、令和6年4月からは、市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障がいのある方のほか精神保健に課題を抱える方も対象となります。また、精神障がいのある方等にも対応した包括的な支援体制の確保が明確化されることから、今後、精神障がいのある方や精神保健に課題を抱える方が地域で安心して暮らしていただけるような支援体制や地域づくりが必要となります。

第2章 黒松内町障害者基本計画

第1節 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

障がいのある方が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟にかつ効果的に事業を実施し、障がいのある方の福祉の増進を図るとともに、すべての人が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が送れるよう、支え合いの社会をつくる必要があります。

このため、「第4次黒松内町総合計画」の保健福祉分野での施策の展開を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

「心とからだの健康とお互いの支え合いで幸せをつくる」

2 計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現に向け、次の6つの基本目標を設定します。

(1) 障がいや障がいのある方に対する理解の深化

誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が送れるよう、ノーマライゼーションを確立するための啓発や福祉活動への参加を促進し、支え合いの「地域共生社会」づくりが必要です。

そのためには、障がいについての正しい知識を広め、障がいのある方に対する理解をさらに深めていくため、福祉教育や様々な機会を通じての広報・啓発活動の推進に努めます。知識だけでなく実際に障がいのある方と交流することを通じて、障がいへの偏見や不安感を解消していくことも重要になってくることから、障がいのある方とない方が交流する機会の確保に努めます。

また、家庭や地域社会において、支え合いのボランティア活動が促進されるよう、ボランティア及びボランティア団体の育成や活動を支援します。

(2) 福祉サービスの充実及び生活支援

障がいのある方を取りまく状況として、障がいの重度化、当事者や介助者の高齢化などにより、必要とするサービスも多様化しています。障がいのある方が安心して地域生活を送るためには、障がいのある方の生活の利便性を図り、さらにその家族を含めた相談支援の充実とケアマネジメント体制の確立が必要です。また、地域生活が可能であるにもかかわらず長期間入所や入院している方が、地域に移行できるよう、居住支援や障がい福祉サービスの充実を図ります。

障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスがいつでも受けられるよう、計画的に提供体制を整備するとともに、サービス提供事業所とも連携し、サービスの質の向上及び基盤の拡充に努めます。また、障がいのある方の地域生活を支援するため、コミュニケーションの支援や日常生活用具の給付等に応じ、地域生活支援事業等の充実を図ります。

これらの福祉サービスなどの情報が適切に伝わるよう、様々な媒体をとおして、積極的に情報提供を行います。

(3) 安全・安心の確保

障がいのある方はもとより、誰もが安心して快適な生活が送れるよう、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

そのため、障がいの特性に配慮し、ユニバーサルデザインの視点から住環境の整備・改善に努めます。

さらに、障がいのある方が安心して生活を送ることができるよう、障がい特性に応じた避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、防災・防犯体制の充実を図ります。

(4) 障がい児支援の充実

障がいのある子どもたちが、安心して地域の中で暮らせるよう支援していく必要があります。また、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備も必要です。

そのため、障がいのある子どもたちやその家族に対する相談・援助体制の充実を図り、個々の状況に応じた保育・教育環境づくりに努めます。

さらに、福祉、教育等の関係機関が連携し、ニーズに応じた支援を推進します。

また、障がいのある方の文化・スポーツ・レクリエーション活動など、生涯学習に対する支援を推進します。

(5) 自立と社会参加の促進

誰にでも、仕事があるということは、社会的・経済的に自立するための大きな条件であり、働くことのできる喜びが生きがいにつながることもあります。

障がいの有無にかかわらず、就労の場を確保することが重要であり、社会的自立に向けた支援施策の充実が必要です。

北海道が設置する障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を図りながら、一般就労はもとより、福祉的就労も含め、障がいのある方一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。

また、経済的自立に必要な各種手当が適切に受給できるよう、引き続き制度の周知と円滑な利用促進に努めます。

(6) 健康で安心できる保健・医療施策の充実

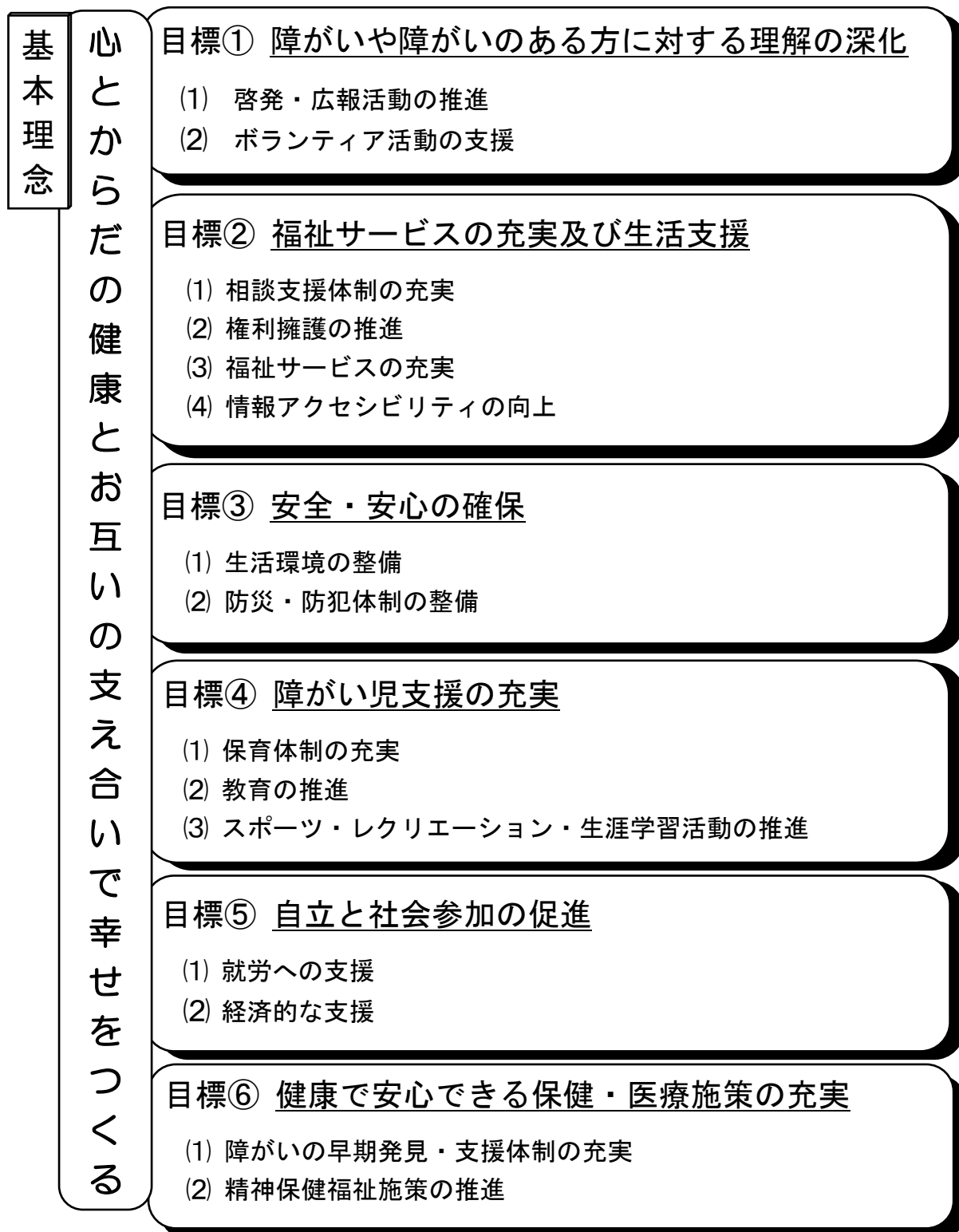
障がいの原因となる疾病の予防や早期発見のため、妊産婦、乳幼児期からの健康相談や健康教育、健康診査等の充実に努めることが大切です。さらに、高血圧症、糖尿病等の生活習慣病*予防対策として、健康診査、健康相談等を充実させる必要があります。

そのため、保健・医療・福祉等の関係機関と連携し、障がいのある方のニーズに応じて適切な支援が受けられるよう、総合的な支援体制を推進します。

精神保健については、現在、うつ病や自殺などが社会問題となっており、精神障がいのある方だけでなく、精神保健に課題を抱える方を含めた相談支援体制の充実に努める必要があります。「いのちを支える自殺対策計画」を基本に、自殺対策推進のための具体的な取組を行っていきます。また、精神障がいのある方が地域で安心して生活が送れるよう、精神障がいや精神保健に課題を抱える方に対する理解の促進や啓発活動に努めていき、医療、保健、福祉関係者等と連携を図るなど、支援体制の構築や地域づくりの充実に努めます。

3 施策の体系

設定した6つの基本目標それぞれにおいて推進する施策項目（施策の体系）は下図のとおりです。



第2節 施策の展開

1 障がいや障がいのある方に対する理解の深化

(1) 啓発・広報活動の推進

- 広報紙により、障がいに関する知識や情報を広め、また、障がいのことや障がいのある方に関心を持っていただくきっかけとして「障害者週間」を周知します。
- 障がいの特性や障がいのある方への理解促進を目的とした研修会等を実施します。
- 広報紙等により、町や地域の知識・教養・交流イベント・健康スポーツなどの情報を広め、地域活動やまちづくりなどへの障がいのある方自身や家族、関係者の方の積極的な参加を促進します。
- 小・中学校等における福祉教育の充実を支援します。
- ケアラーに関する理解を促進するため、普及啓発活動を実施します。

(2) ボランティア活動の支援

- 社会福祉協議会の広報紙のさらなる充実及びボランティアの啓発活動を支援します。
- ボランティア講座によりボランティアの人材育成を支援します。

2 福祉サービスの充実及び生活支援

(1) 相談支援体制の充実

- 身近に相談できる民生委員児童委員、社会福祉協議会及び保健師などによる相談支援を継続します。
- 南後志障害者相談支援センターの利用を促進し、適切なサービス等につなげることができる相談支援を継続します。
- 地域の相談支援事業所に対する基幹相談支援センター機能の拡充など、相談支援体制の強化を図ります。
- 個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくため、生活サポートセンター等の関係機関との連携を推進します。

(2) 権利擁護の推進

- 虐待の早期発見・早期対応ができるよう関係機関との連携を推進します。
- 障がいのある方の権利擁護の推進を図るため、成年後見制度利用支援事業及び社会福祉協議会が実施する法人後見事業の周知や体制の確立に努めます。
- 障害者差別解消法に関する周知・啓発については、広報などを活用して実施します。

(3) 福祉サービスの充実

- 福祉サービスについて、広報紙や町ホームページのほか、福祉サービス未利用の障がいのある方や家族の方に対し必要な情報提供を行います。
- 障がいのある方が真に必要なサービスを利用できるよう、サービス提供事業所等と連携し、サービスの提供体制の充実及び質の向上に努めます。
- グループホームや共生型サービス等の整備の促進が図られるよう、関連法人などに働きかけます。
- 障がいのある方の移動支援のためにお出かけサポート券の交付や自動車燃料費の助成を継続し、外出の機会を確保します。
- 補装具に関する情報の周知、相談を充実させるとともに適切な給付を実施します。
- 日常生活用具の種目を充実させるとともに適切な給付を実施します。
- コミュニケーション支援を必要とする障がいのある方に対して、手話通訳者などを派遣し、活動の場を確保・充実していきます。

(4) 情報アクセシビリティの向上

- 町が発行する「広報くろまつない」について、読みやすい紙面づくりに努めるとともに、情報提供の充実に努めます。
- 町ホームページについて、障がいのある方が利用しやすくなるよう、ウェブアクセシビリティの向上に努めます。

3 安全・安心の確保

(1) 生活環境の整備

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、障がいのある方が安全に、また、快適に利用できるよう、引き続き公共施設のバリアフリー整備を進めます。
- 「車椅子使用者駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進するため、周知啓発に努めます。

(2) 防災・防犯体制の整備

- 黒松内町地域防災計画に基づき、各地区の自主防災組織や民生委員・児童委員などの関係機関と連携し、災害発生時に備え避難行動要支援者制度を周知し、適切な登録を促します。
- 避難行動要支援者制度に登録された方の個別支援計画を作成し、必要な支援体制を整備します。
- 避難訓練や防災研修の実施など、福祉避難所の更なる体制整備に努めます。
- 障がいのある方が、緊急時に対応できるよう、登録型メール配信サービスやSNS（L

I N E等)の利用促進に努めます。また、NET119緊急通報システムや、ファックス110番、メール110番、110番アプリシステムなどの周知を行い、緊急連絡体制の充実を図ります。

- 犯罪や事故等に対する障がいのある方の安全を確保するため、民生委員・児童委員をはじめ地域の方々や関係機関との協力体制を築きます。
- 日常生活の緊急事態における不安を解消するため、緊急通報システムやヘルプカード、ヘルプマーク等の必要な情報提供を行います。

4 障がい児支援の充実

(1) 保育体制の充実

- 障がいのある子どもや保護者が安心して暮らすことができるよう、保健福祉課及び教育委員会と認定こども園・保育所の連携を推進します。
- 保育従事者等の専門的知識及び技術を向上させる研修等への積極的な参加を促します。
- 発達障害等に関する知識を有する医師等が、発達が気になる子どもの保護者に対し、特性の理解や支援についての助言を行う機会を確保します。

(2) 教育の推進

- 児童虐待防止対策の充実のため、家庭における育児状況の把握と子どもたちの身体的、精神的な不安の解消に向けた環境を整備します。
- 障がいの内容や程度に応じた適切な指導を行うため、教職員のさらなる研修の充実を図ります。
- 障がいの状態や発達の特性に応じた対応ができるよう、課題を抱える子どもや保護者の解決力を高める指導を行い、必要に応じて関係機関と連携を図りつつ、きめ細かな支援を実施します。

(3) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の推進

- 北海道障害者スポーツ協会などと連携を図りながら、障がいのある方のスポーツの振興を推進します。
- 障がいのある方がレクリエーションや芸術文化活動等を楽しめるよう、イベントなどに参加しやすい会場設定や講座・教室の内容等の充実を図ります。
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、道立図書館の電子図書館サービス等を周知し、視覚障がいのある方の利用を促進します。

5 自立と社会参加の促進

(1) 就労への支援

- 就労を希望する障がいのある方への支援が的確に行えるよう、ハローワーク等の労働行政機関や特別支援学校等の教育機関、福祉サービス事業所等との連携を推進します。
- 障がいのある方の自立と社会参加及び社会復帰の場として、地域活動支援センターの整備へ向けて関係機関の協議の場を設けます。
- 毎年9月の「障害者雇用月間」を中心に雇用率の向上や事業者側の障がいのある方の受け入れ体制の整備を各機関と連携して推進します。
- 障がいのある方の多様な就業の機会を確保するため、障がい者就労施設等が提供する物品等を優先的に購入するように努めます。

(2) 経済的な支援

- 障害年金をはじめ障害児福祉手当、特別障害者手当等の経済的支援について必要な情報提供を行い、適切な申請を促します。
- グループホーム入居者の金銭的負担を軽減するため、定額の家賃補助を継続します。
- 重度心身障がい者医療給付事業や自立支援医療制度について必要な情報提供を行い、適切な申請を促します。

6 健康で安心できる保健・医療施策の充実

(1) 障がいの早期発見・支援体制の充実

- 生活習慣病予防対策や母子保健の推進として、健康診査や健康づくり事業、乳幼児健康診査、発達相談等の充実に努め、障がいの早期発見につなげます。
- 障がいのある方の介助者の心のケアに対応できる相談支援体制を整備します。
- 効果的な相談、治療、福祉サービスが行われるよう、医療機関や関係機関との連携を推進します。

(2) 精神保健福祉施策の推進

- 精神障がいのある方等への相談や訪問等を推進し、必要な障がい福祉サービスの利用につなげます。
- 精神障がいのある方等が地域で安心して暮らしていけるよう、公的なサービス以外の地域福祉の充実に努めるとともに医療、保健、福祉関係者等との連携を推進します。
- 精神障がいのある方や精神保健に課題を抱える方への理解を深めるため、講演会やボランティアの育成を支援し、啓発活動を推進します。
- 介助者の負担軽減や緊急時に備え、短期入所、ヘルパー事業などの在宅サービスの充実に努めるとともに事業所との連携に努めます。

第3節 計画の推進体制と点検・評価

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、「心とからだの健康とお互いの支えあいで幸せをつくる」の実現を目指し、庁内関係各課及び関係機関と連携して横断的に施策に取り組むとともに、住民の意見や参画を積極的に得ることにより、計画の着実な実施や推進を図ります。

2 点検・評価

本計画は、各種施策の進捗状況等を随時点検し、評価を行います。計画（Plan）の目的を達成するために、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

第 3 章 第 7 期黒松内町障害福祉計画・

第 3 期黒松内町障害児福祉計画

第 1 節 計画の基本的考え方

本町の障害福祉計画及び障がい児福祉計画の推進にあたり、「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」の策定に向け提示された国の基本指針を踏まえるとともに、本町における障がい者施策の基本的な方針を定めた「第 4 期障害者基本計画」の実現に向けて、障がい者施策を展開していきます。

第 2 節 令和 8 年度の成果目標

国の基本指針及び北海道の基本的な方針に基づくとともに、本町における地域の実情を踏まえて、令和 8 年度の成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がいのある方が、自立訓練事業等のサービスを利用することにより、グループホームや一般住宅等に移行し地域生活を送れるようになることを目指し、令和 8 年度末における地域生活へ移行する者の目標値を設定します。

項 目	数 値	備 考
令和 4 年度末の施設入所者数 (A)	13 人	令和 5 年 3 月 31 日の施設入所者数
令和 8 年度末の施設入所者数 (B)	12 人	令和 9 年 3 月 31 日の施設入所者数
令和 8 年度末の地域生活移行者数 (C)	1 人	令和 4 年度末の施設入所者数の 6%以上
地域生活移行率 (C/A)	7.7%	

<国の基本指針>

- ・令和 4 年度末時点での施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・施設入所者数を令和 4 年度末時点から 5%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の地域移行・地域定着が可能となるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、精神保健医療福祉体制の基盤整備を推進するために令和8年度末までの目標値を設定します。

精神病床における、退院後1年以内の地域における平均生活日数、入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率については、北海道が目標値を設定します。

項目	数値	備考
協議の場の開催回数(回)	1回/年	南後志自立支援協議会を協議の場とする
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1名	令和8年度末までの延べ人数 (令和4年度末実績0名)
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	3名	令和8年度末までの延べ人数 (令和4年度末実績2名)

<国の基本指針>

- ・平均生活日数に関する令和8年度における目標値は、退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。
- ・令和8年度末の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- ・令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91%以上とすることを基本とする。

(3) 地域生活支援の充実

障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、切れ目ない支援が提供されるよう、地域生活拠点等の整備へ向けて効果的な支援体制の整備及び緊急時の連絡体制を構築できるよう年1回以上の協議を行うことを目標とします。

項目	数値	備考
地域生活支援拠点(カ所)	1カ所	町単独または圏域での設置数
拠点整備の構築に向けた協議の場の開催回数(回)	1回/年	南後志自立支援協議会を協議の場とする

<国の基本指針>

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(4) 強度行動障がいのある方の支援体制の充実

強度行動障がいのある方の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備するため年1回以上の協議を行うことを目標とします。

項目	数値	備考
支援ニーズの把握	1回/年	南後志自立支援協議会を協議の場とする

<国の基本指針>

- ・強度行動障がいを有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する者に関して、その状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

(5) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援 事業所等を通じて、令和8年度末までに一般就労に移行する者の目標値を設定します。なお、就労継続支援A型における就労移行者数、就労移行支援事業所における就労者数、就労定着支援事業所における就労者数に関する数値目標については、町内に事業所がないため設定しません。

項 目	数 値	備 考
令和3年度の一般就労移行者数（人）	0人	令和3年度において就労移行支援を通じ、一般就労した者の数
令和8年度末の年間一般就労移行者数（人）	1人	特別支援学校卒業者等や就労移行支援事業所利用者の状況等を踏まえて設定
令和3年度の就労継続支援B型における一般就労移行者数（人）	0人	令和3年度において就労継続支援B型から一般就労した者の数
令和8年度末の就労継続支援B型における一般就労移行者数（人）	1人	就労継続支援B型利用者の状況等を踏まえて設定

<国の基本指針>

- ・令和8年度の一般就労への移行実績については、令和3年度の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度の就労移行支援における一般就労移行者数は、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度の就労継続支援A型における一般就労移行者数は、令和3年度実績の1.29倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度の就労継続支援B型における一般就労移行者数は、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度の就労定着支援の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・就労移行支援による一般就労移行者数が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

(6) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や、障がい児支援の提供体制の整備等を目標とします。

項 目	6年度	7年度	8年度	備 考
児童発達支援センター (カ所)	0カ所	0カ所	1カ所	町単独または圏域での設置数
障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制 (未構築・構築)	未構築	未構築	構築	令和8年度までに推進体制を構築
重心児童発達支援事業所 (未構築・構築)	未構築	未構築	構築	令和8年度末までに圏域での配置を構築
重心放課後等デイサービス (未構築・構築)	未構築	未構築	構築	
医療的ケア児が適切な支援を受けるための協議の場の設置 (有・無)	有	有	有	南後志自立支援協議会を協議の場とする
医療的ケア児等コーディネーターの設置数 (人)	0人	0人	1人	北海道の計画とともに圏域での配置を検討

<国の基本指針>

- ・令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ・令和8年度末までに 全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、北海道、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目標とします。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議の場を確保することを目標とします。

項目	6年度	7年度	8年度	備考
基幹相談支援センター設置（カ所）	0カ所	0カ所	1カ所	圏域での設置数
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うための協議の場（有・無）	有	有	有	南後志自立支援協議会を協議の場とする

<国の基本指針>

- ・相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりを担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが基本指針別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めること。
- ・地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、基本指針別表第一の九に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスが多様化する中、改めて障害者総合支援法の基本理念である利用者が真に必要とする障がい福祉サービスの提供を行うため、障害福祉サービス等の質を向上させる体制の構築に向けた取組を行います。

項 目	6年度	7年度	8年度	備 考
北海道の実施する研修等への参加(人)	1人	1人	1人	町職員の参加数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制(有・無)	有	有	有	令和8年度末の共有体制
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数(回)	1回	1回	1回	毎年度1回実施

<国の基本指針>

- ・北海道及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- ・利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、基本指針別表第一の十の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

第3節 障がい福祉サービス及び相談支援の見込量

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

入浴や排せつ、食事の介護など自宅での生活全般にわたる介護を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的・精神障がい者で、常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時における移動支援までを総合的に行います。

(3) 同行援護

重度の視覚障がいにより、移動に著しい困難がある方に対して、外出時に同行して移動の援護や支援を行います。

(4) 行動援護

知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時の移動の支援や行動する際に生じる危険を回避するための援護など、外出時の移動支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い方に居宅介護などの複数の福祉サービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

サービス種別	単 位	6 年度	7 年度	8 年度
・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護	必要見込量 (時間/月)	40	40	40
・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援	利用者数 (人)	3	3	3

2. 日中活動系サービス

(1) 療養介護

主に昼間、医療機関において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上のサービスを提供します。

(2) 生活介護

主に昼間、障がい者支援施設などにおいて入浴、排せつ及び食事の介護や創作活動、または生産活動の機会の提供、その他身体機能及び生活能力の向上のために必要な支援を行います。

(3) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活、または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能、または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

(4) 自立訓練（宿泊型）

障害者支援施設や障害福祉サービス事業所の居室その他の設備を利用しながら、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

(5) 就労選択支援

就労アセスメントの手法を活用し、就労先・働き方について本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援を行います。

(6) 就労移行支援

就労を希望する方に対し、一定期間、生産活動、職場体験、その他活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

(7) 就労継続支援（A型・B型）

一般企業などに就労することが困難な方に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

(8) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した方に、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

(9) 短期入所（ショートステイ）

介護する方の疾病などにより、短期間、障がい者支援施設、児童福祉施設等で、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。

サービス種別		単 位	6年度	7年度	8年度
1	療養介護	利用者数 (人)	2	2	2
2	生活介護	利用者数 (人)	17	17	17
		必要見込量 (人日/月)	355	355	355
3	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	利用者数 (人)	0	0	0
		必要見込量 (人日/月)	0	0	0
4	自立訓練 (宿泊型)	利用者数 (人)	1	1	1
		必要見込量 (人日/月)	31	31	31
5	就労選択支援	利用者数 (人)	0	0	0
		必要見込量 (人日/月)	0	0	0
6	就労移行支援	利用者数 (人)	1	0	0
		必要見込量 (人日/月)	23	0	0
7	就労継続支援 (A型・B型))	利用者数 (人)	28	28	28
		必要見込量 (人日/月)	644	644	644
8	就労定着支援	利用者数 (人)	0	0	0
		必要見込量 (人日/月)	0	0	0
9	短期入所 (福祉型、医療型)	利用者数 (人)	3	3	3
		必要見込量 (人日/月)	30	30	30

※「必要見込量」＝「月間の利用者数」

3. 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した方などに対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。

(3) 施設入所支援

障がい者支援施設に入所する方に対し、主に夜間、入浴、排せつ及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

サービス種別		単 位	6年度	7年度	8年度
1	自立生活援助	必要見込量（人） （うち精神障がいのある人）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
2	共同生活援助	必要見込量（人）	23	23	23
3	施設入所支援	必要見込量（人）	13	13	12

※「必要見込量」＝「月間の利用者数」

4. 障がい児支援サービス

(1) 児童発達支援

就学前の児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応のための訓練等を行います。

(2) 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応のための訓練等と併せて、治療を行います。

(3) 放課後等デイサービス

就学している児童に対し、授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の促進など、本人・家族の希望を踏まえた支援を行います。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児について、児童指導員等が保育所などに訪問し、障がい児が集団生活を営む施設での、障がい児及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適應するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

(6) 障害児相談支援

障がい児が児童発達支援や放課後等デイサービスなど障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

(7) ペアレントトレーニング等の支援プログラムへの受講支援

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい児（者）等及びその家族等に対する支援体制を確保します。

サービス種別		単 位	6 年度	7 年度	8 年度
1	児童発達支援（児童発達支援センター）	利用者数（人）	5	5	5
		必要見込量（人日/月）	25	25	25
2	医療型児童発達支援	利用者数（人）	0	0	0
		必要見込量（人日/月）	0	0	0
3	放課後等デイサービス	利用者数（人）	15	15	15
		必要見込量（人日/月）	75	75	75
4	保育所等訪問支援	利用者数（人）	0	0	0
		必要見込量（人日/月）	0	0	0
5	居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人）	0	0	0
		必要見込量（人日/月）	0	0	0
6	障害児相談支援	必要見込量（人）	20	20	20
7	トレーニング・プログラム等の受講者	必要見込量（人）	1	1	1

※ 1～5 「必要見込量」＝「月間の利用者数」

6～7 「必要見込量」＝「年間の利用者数」

5. 相談支援サービス

(1) 計画相談支援

障がい者の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けてサービス等利用計画書の作成、サービス事業者との調整、モニタリング等の支援をケアマネジメントにより支援を行います。

(2) 地域移行支援

施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保などの入居支援や新たな生活の準備等のため外出への同行支援についてなど必要な支援を行います。

(3) 地域定着支援

居宅で一人暮らしをしている人や、家庭の状況等により同居している家族による、支援を受けられない障がいのある方の24時間緊急時における、連絡体制の確保、訪問、相談等の必要なサポート体制の確保について支援を行います。

サービス種別		単 位	6年度	7年度	8年度
1	計画相談支援	必要見込量（人）	52	52	52
2	地域移行支援	必要見込量（人）	0	0	1
3	地域定着支援	必要見込量（人）	0	0	1

※「必要見込量」＝「年間の利用者数」

第4節 地域生活支援事業の見込量

1. 地域生活支援事業（市町村事業）

（1）理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域の住民に対して、障がいへの理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

（2）自発的活動支援事業

障がいのある方やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動に対して支援を行う事業です。

（3）相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障害福祉に関する様々な問題の相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行う事業です。また、虐待の防止及びその早期発見のため、関係機関との連絡調整、障がいのある方の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村に配置する事業です。

③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な方に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行う事業です。

（4）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる方に対して、成年後見制度の申立てに要する費用や後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する事業です。

（5）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人・団体等に対して、法人後見に要する知識や技能等を修得できる内容の研修等を行うほか、法人後見の適正な活動が行えるように支援を行うものです。

（6）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある方に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行う事業です。

(7) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある方に対し、日常生活が円滑に行えるよう、障がいの種類と程度に応じて、各種の日常生活用具を給付又は貸与します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通に支障がある方との交流促進や、町の広報活動などの支援者となる手話奉仕員の養成に向けて、日常会話に必要な手話表現技術を習得するための研修を行う事業です。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な方に対して、外出のための支援を行います。

(10) 地域活動支援センター

障がいのある方に対して、創作的活動・生産活動の機会を提供することで社会との交流を促し、自立した生活を支援するための施設です。

サービス種別	単 位	6 年 度	7 年 度	8 年 度
1. 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
2. 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
3. 相談支援事業				
障がい者相談支援事業	実施見込み箇所数	1カ所	1カ所	1カ所
基幹相談支援センター	設置の有無	無	有	有
市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
4. 成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数(人)	2人	2人	2人
5. 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
6. 意思疎通支援事業				
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み者数(人)	0人	0人	0人
(2) 手話通訳設置事業	実利用見込み者数(人)	0人	0人	0人
7. 日常生活用具給付等事業				
(1) 介護・訓練支援用具	件数	2件	2件	2件
(2) 自立生活支援用具	件数	0件	0件	0件
(3) 在宅療養等支援用具	件数	0件	0件	0件
(4) 情報・意思疎通支援用具	件数	1件	1件	1件
(5) 排泄管理支援用具	件数	60件	60件	60件
(6) 居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件数	0件	0件	0件
8. 手話奉仕員養成研修事業	登録見込み者数(人)	0人	0人	0人
9. 移動支援事業	実利用見込み者数(人)	1人	1人	1人
	延利用見込み時間数(時間)	10時間	10時間	10時間
10. 地域活動支援センター				
(1) 自市町村所在分	実施箇所数	0カ所	0カ所	0カ所
	実利用見込み者数(人)	0人	0人	0人
(2) 他市町村所在分	実施箇所数	0カ所	0カ所	0カ所
	実利用見込み者数(人)	0人	0人	0人

＜参考＞障害福祉サービス提供状況（実績）

1. 訪問系サービス

（1）居宅介護（ホームヘルプ）：介護給付

（2）重度訪問介護：介護給付

（3）行動援護：介護給付

（4）同行援護：介護給付

（5）重度障がい者等包括支援：介護給付

（1）～（5）の合計

区 分	単 位	年 度	3年度	4年度	5年度
利用者数	(人/月)	計 画	4	4	4
		実 績	3	3	2
利用量	(時間/月)	計 画	47	47	47
		実 績	23	19	15

2. 日中活動系サービス

（1）療養介護：介護給付

区 分	単 位	年 度	3年度	4年度	5年度
利用者数	(人/月)	計 画	2	2	2
		実 績	2	2	2

（2）生活介護：介護給付

区 分	単 位	年 度	3年度	4年度	5年度
利用者数	(人/月)	計 画	18	18	18
		実 績	15	16	16
利用量	(人日/月)	計 画	360	360	360
		実 績	280	284	309

（3）自立訓練（機能訓練・生活訓練）：訓練等給付

区 分	単 位	年 度	3年度	4年度	5年度
利用者数	(人/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0
利用量	(人日/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0

(4) 自立訓練(宿泊型): 訓練等給付

区 分	単 位	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
利用者数	(人/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	1	1
利用量	(人日/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	23	30

(5) 就労選択支援: 訓練等給付

区 分	単 位	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
利用者数	(人/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0
利用量	(人日/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0

(6) 就労移行支援: 訓練等給付

区 分	単 位	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
利用者数	(人/月)	計 画	1	1	0
		実 績	1	1	1
利用量	(人日/月)	計 画	20	20	0
		実 績	21	23	23

(7) 就労継続支援(A型・B型): 訓練等給付

区 分	単 位	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
利用者数	(人/月)	計 画	28	28	28
		実 績	29	28	27
利用量	(人日/月)	計 画	560	560	560
		実 績	550	529	545

(8) 就労定着支援: 訓練等給付

区 分	単 位	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
利用者数	(人/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0
利用量	(人日/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0

(9) 短期入所（ショートステイ）：介護給付

区 分	単 位	年 度	3年度	4年度	5年度
利用者数	(人/月)	計 画	2	2	2
		実 績	0	1	0
利用量	(人日/月)	計 画	10	10	10
		実 績	0	3	0

3. 居住系サービス

(1) 自立生活援助：訓練等給付

区 分	単 位	年 度	3年度	4年度	5年度
利用者数	(人/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0
利用量	(人日/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0

(2) 共同生活援助（グループホーム）：訓練等給付

区 分		年 度	3年度	4年度	5年度
共同生活援助	利用者数 (人/月)	実 績	25	23	24
合 計	利用者数 (人/月)	計 画	24	24	23
		実 績	25	23	24

(3) 施設入所支援：介護給付

区 分		年 度	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	利用者数 (人/月)	計 画	12	12	12
		実 績	12	12	13

4. 障がい児支援サービス

(1) 児童発達支援

区 分	単 位	年 度	3年度	4年度	5年度
利用者数	(人/月)	計 画	3	3	3
		実 績	5	6	5
利用量	(人日/月)	計 画	10	10	10
		実 績	20	28	20

(2) 医療型児童発達支援

区 分	単 位	年 度	3年度	4年度	5年度
利用者数	(人/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0
利用量	(人日/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0

(3) 放課後等デイサービス

区 分	単 位	年 度	3年度	4年度	5年度
利用者数	(人/月)	計 画	16	14	14
		実 績	14	14	16
利用量	(人日/月)	計 画	64	56	56
		実 績	42	28	32

(4) 保育所等訪問支援

区 分	単 位	年 度	3年度	4年度	5年度
利用者数	(人/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0
利用量	(人日/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0

(5) 居宅訪問型児童発達支援

区 分	単 位	年 度	3年度	4年度	5年度
利用児童数	(人/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0
利用量	(人日/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0

(6) 障害児相談支援

区 分	単 位	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
利用児童数	(人/月)	計 画	0	0	0
		実 績	19	19	20

5. 相談支援等

(1) 計画相談支援

区 分	単 位	年 度		3 年度	4 年度	5 年度
利用者数	(人/月)	計 画	者	56	58	58
			児	—	—	—
		実 績	者	55	51	51
			児	20	20	21

(2) 地域移行支援

区 分	単 位	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
利用者数	(人/月)	計 画	0	0	1
		実 績	0	0	0

(3) 地域定着支援

区 分	単 位	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
利用者数	(人/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0

(4) 自立支援医療費の給付

区 分	単 位	年 度		3 年度	4 年度	5 年度
利用者数	(実人数)	計 画	更生医療	—	—	—
			育成医療	—	—	—
		実 績	更生医療	12	12	10
			育成医療	0	0	0

6. 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

区 分	単 位	年 度	3年度	4年度	5年度
実施の有無	(有 無)	計 画	有	有	有
		実 績	無	無	無(予定)

(2) 自発的活動支援事業

区 分	単 位	年 度	3年度	4年度	5年度
実施の有無	(有 無)	計 画	有	有	有
		実 績	有	有	有

(3) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

区 分	単 位	年 度	3年度	4年度	5年度
実施箇所数	(カ 所)	計 画	2	2	2
		実 績	2	2	2

①-1 基幹相談支援センター

区 分	単 位	年 度	3年度	4年度	5年度
設置の有無	(有 無)	計 画	無	無	無
		実 績	無	無	無

② 市町村相談支援事業機能強化事業

区 分	単 位	年 度	3年度	4年度	5年度
実施の有無	(有 無)	計 画	無	無	無
		実 績	無	無	無

③ 住宅入居等支援事業

区 分	単 位	年 度	3年度	4年度	5年度
実施の有無	(有 無)	計 画	無	無	無
		実 績	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

区 分	単 位	年 度	3年度	4年度	5年度
実利用者数	(人/年)	計 画	1	1	1
		実 績	1	1	2

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

区 分	単 位	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
実施の有無	(有 無)	計 画	無	無	無
		実 績	無	無	無

(6) 意思疎通支援事業

① 手話通訳・要約筆記者派遣事業

区 分	単 位	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
実利用者数	(人/年)	計 画	1	1	1
		実 績	0	0	0

② 手話通訳設置事業

区 分	単 位	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
実利用者数	(人/年)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0

(7) 日常生活用具給付等事業

区 分	単 位	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
介護訓練 支援用具	(件/年)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0
自立生活 支援用具	(件/年)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	1
住宅療養等 支援用具	(件/年)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0
情報・意思疎通 支援用具	(件/年)	計 画	2	2	2
		実 績	1	0	0
排泄管理 支援用具	(件/年)	計 画	8	8	8
		実 績	6	10	5
住宅改修費	(件/年)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0

(8) 手話奉仕員育成研修事業

区 分	単 位	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
実利用者数	(人/年)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0

(9) 移動支援事業

区 分	単 位	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
利用者数	(人/月)	計 画	4	4	4
		実 績	0	0	0
延利用時間数	(時間/年)	計 画	100	100	100
		実 績	0	0	0

(10) 地域活動支援センター事業

① 自市町村所在分

区 分	単 位	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
実施箇所数	(カ所)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0
実利用者数	(人/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0

② 他市町村所在分

区 分	単 位	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
実施箇所数	(カ所)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0
実利用者数	(人/月)	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0

第4期黒松内町障害者基本計画
第7期黒松内町障害福祉計画
第3期黒松内町障害児福祉計画

発行 令和6年 3月

北海道 黒松内町

〒048-0192 寿都郡黒松内町字黒松内302番地1

TEL 0136-72-3311 FAX 0136-72-3316

URL <http://www.kuromatsunai.com>